

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第129号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成22年4月9日（金） 15時00分ごろ	
発生場所	三重県伊勢市宇治山田港大湊防波堤灯台から真方位297° 1,870m付近 (概位 北緯34° 32.2′ 東経136° 44.4′)	
事故等調査の経過	平成22年7月27日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート <sup>きんじ</sup> 金二丸、3.45トン	
船舶番号、船舶所有者等	243-6788三重、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、名古屋港への回航のため伊勢湾内の三重県鳥羽港を出航して沿岸沿いを北進中、波が高いため伊勢市豊北漁港に避難することとし、同漁港港口に向けて接近したところ、平成22年4月9日15時00分ごろ、伊勢市宮川河口付近の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、波高 約1m	
その他の事項	船長は、豊北漁港への寄港経験が無かった。 船長は、航行用の海図を積み込んでいなかった。 船長は、船位測定機器として携帯電話のGPS機能を利用していた。 船長は、地元住民から河口付近の水深が変化しやすいことを聞き、付近に浅瀬が存在することは知っていたが、位置は把握していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、豊北漁港港口に向けて接近する際、船長が、海図を備え付けておらず、可航水域の把握ができなかったことから、宮川河口付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、豊北漁港の港口に向けて接近する際、船長が海図を備え付けておらず、可航水域を把握できなかったため、宮川河口付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	